

令和4年度（第2回）社会教育委員会議次第

日 時 令和4年7月14日（木）

14時30分から

場 所 ラディアソ ミーティングルーム1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 二宮町地域生涯学習振興事業補助金について 資料1

(2) 生涯学習推進計画について 資料2、資料3

(3) その他

7 閉 会

# 資料1

## 令和4年度 二宮町地域生涯学習振興事業補助金(報告)

	団体名	学校区	申請日	事業開始日	事業終了日	交付決定額
1	元気なコミュニティ協議会	一色小学校区	令和4年5月9日	令和4年4月1日	令和5年3月31日	200,000円
	申請内容等					
	目的：生涯学習事業を通して地区の活性化や地域連帯の推進を図る。 内容：各月2回程度の生涯学習事業（生涯学習講座、地域散策ウォーキング等）を実施する。					

## 生涯学習推進計画目次（案）

改定案	5月24日社会教育委員会議提示案
<p><b>第1章 計画の趣旨</b></p> <p>1.策定の背景</p> <p>2.計画の位置づけ</p> <p>3.計画の期間</p> <p><b>第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題</b></p> <p>1.国、県の動向</p> <p>2.町の取り組み</p> <p>3.人口構造の変化(人生100年時代)への対応</p> <p>4.ライフステージに応じた学習機会の提供</p> <p>5.多様な学習ニーズに応える学習機会の充実</p> <p>6.芸術・文化の振興</p> <p>7.地域に生きる生涯学習活動の支援</p> <p><b>第3章 各種施策の展開</b></p> <p>1.基本目標</p> <p>2.基本施策</p> <p>3.重点的な取り組み (人生100年時代、自ら学び人と人がつながる、地域や町を育む学び)</p> <p><b>第4章 推進体制</b></p> <p>1.推進体制</p> <p>2.進行管理</p> <p><b>第5章 計画推進の拠点施設</b></p> <p>1.計画推進の拠点となる施設</p> <p>2.町内の各施設における生涯学習の取り組みの展開</p> <p><u>(1)生涯学習センター「ラディアン」</u></p> <p><u>(2)二宮町町民センター</u></p> <p><u>(3)二宮町保健センター</u></p> <p><u>(4)地域集会施設等</u></p> <p><u>(5)体育施設「武道館」、「運動場」、「体育館」、 「テニスコート」、「プール」</u></p>	<p>第1章 計画の趣旨</p> <p>1.趣旨</p> <p>2.計画の方針</p> <p>3.計画の位置づけ</p> <p>4.計画の周期</p> <p>第2章 各種施策の展開</p> <p>1.基本目標</p> <p>2.基本施策</p> <p>3.重点的な取り組み</p> <p>第3章 生涯学習を取り巻く現状と課題</p> <p>1.国、県の動向</p> <p>2.現状の町における取組</p> <p>3.人口構造の変化への対応</p> <p>4.ライフステージに応じた生涯学習機会の提供</p> <p>5.多様な学習ニーズに応える学習機会の充実</p> <p>6.芸術・文化の振興</p> <p>7.地域振興のための生涯学習活動の支援</p> <p>第4章 推進体制</p> <p>1.推進体制</p> <p>2.進行管理</p> <p>第5章 計画推進の拠点施設</p> <p>1.計画推進の拠点となる施設</p> <p>2.町内の各施設における生涯学習の取り組みの展開</p>

※太字は原案作成済み箇所です。

# 二宮町生涯学習推進計画(案)

令和5年4月

# 目次

## 第1章 計画の趣旨

1. 策定の背景 . . . . . 2
2. 計画の位置づけ . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 4

## 第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1. 国、県の動向 . . . . . 7
2. 町の取り組み
3. 人口構造の変化(人生100年時代)への対応
4. ライフステージに応じた学習機会の提供
5. 多様な学習ニーズに応える学習機会の充実
6. 芸術・文化の振興
7. 地域に生きる生涯学習活動の支援

## 第3章 各種施策の展開

1. 基本目標
2. 基本施策
3. 重点的な取り組み

## 第4章 推進体制

1. 推進体制
2. 進行管理

## 第5章 計画推進の拠点施設

1. 計画推進の拠点となる施設
2. 町内の各施設における生涯学習の取り組みの展開
  - (1)生涯学習センター「ラディアン」
  - (2)二宮町町民センター
  - (3)二宮町保健センター
  - (4)地域集会施設等
  - (5)体育施設「武道館」、「運動場」、「体育館」、「テニスコート」、「プール」

# 第 1 章 計画の趣旨

## 1. 策定の背景

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

二宮町では、平成17年に策定された『二宮町生涯学習推進プラン みどりと優しさ  
と勇気あふれる町 湘南にのみや』に基づいて、生涯学習の各種施策を展開して  
きました。その後、生涯学習センター・ラディアンを活動拠点として生涯学習活動  
が進み、多数の生涯学習団体・サークルが生まれた一方で、少子高齢化や共働き世  
帯の増加、感染症の流行による地域コミュニティの希薄化が懸念されるようになり  
ました。

一方、平成29年の『人生100年時代構想会議中間報告』において、人生100年時代  
について「100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から  
小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわ  
たる学習が重要です。」と報告されています。

また、生涯学習の推進は、『持続可能な開発目標』(SDGs)において、17のゴール  
のうち、生涯学習に特に関連の深い目標4「質の高い教育をみんなに」のなかで「全  
ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進す  
る」の目標達成に貢献し、持続可能な社会づくりを通して、SDGsの17すべてのゴール  
を意識した施策を展開します。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として2020年12月25日に『デ  
ジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』が閣議決定され、目指すべきビジョン  
として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶこと  
ができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル  
化～」が示されました。生涯学習を推進するうえで、デジタル技術やデータを活用  
して利便性を向上させていくとともに、インターネット等の情報通信技術を利用でき  
る者と利用できない者との間に生じる格差を解消する必要があります。

このように、先のプラン策定から17年を経る中で、社会が大きな変化を遂げてい  
ます。そこで、誰一人取り残さず、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも学  
ぶことができ、学びを通じてつながり合い、団体活動、さらに地域活動が活性化  
し、まちづくりにつながるよう生涯学習を推進します。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、令和 14 年を展望して町が行う生涯学習の基本目標を示すとともに、これを実現するための生涯学習推進に関する基本施策を明らかにします。

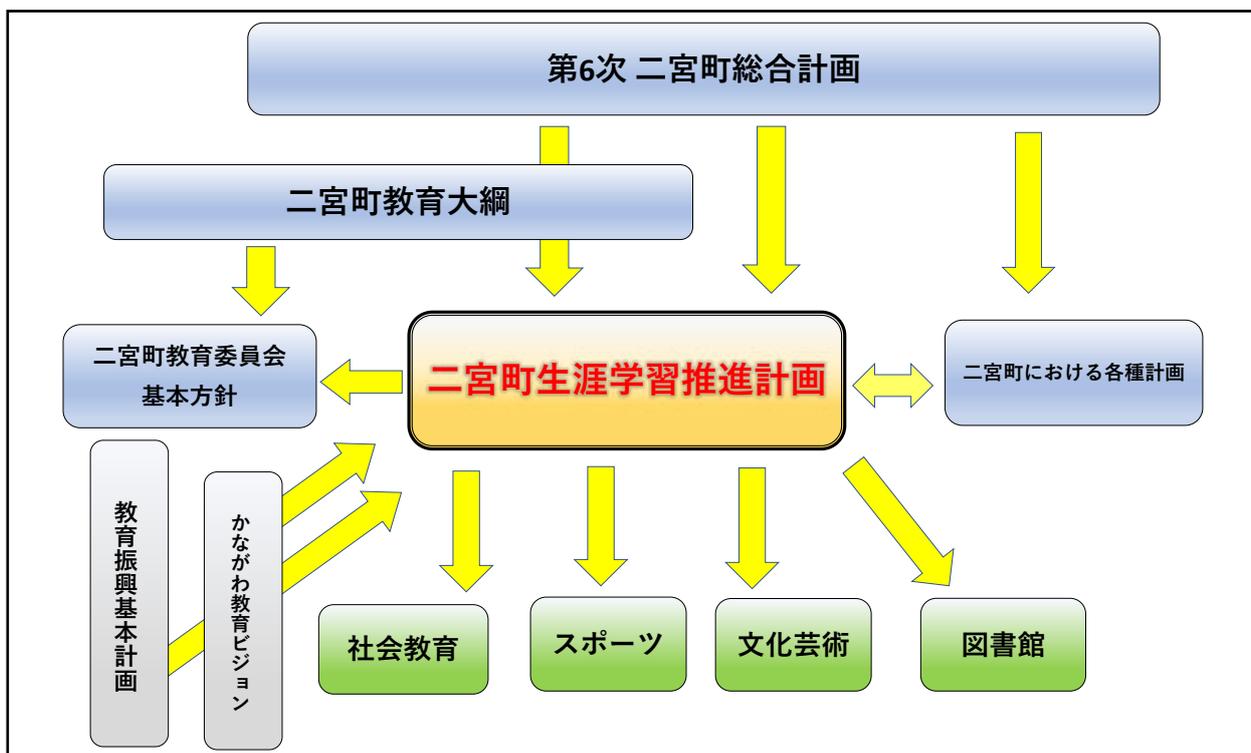
また、『第 6 次二宮町総合計画』及び『二宮町教育大綱』を上位計画とするものであり、当町が行っている生涯学習関連施策を体系化するとともに、今後新たな施策の展開を行う際に基本的な視点、方向性を示すものとします。

そして、本計画は『第 6 次二宮町総合計画』における町の将来像である「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」の実現に向けて、二宮町の生涯学習振興を図るものです。

『第 6 次二宮町総合計画 基本構想』において、町づくりの方向性である「町の歴史や文化への誇りを持ち、学びを通じた生きがいのあるまち」の中に「歴史・文化の保全と継承」、「町民の自発的な学習活動やスポーツ活動」が示されています。

また、教育における町の目標を明確に示した『教育大綱』においては、「町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「ともに学びともに育つ教育」を推進します」を基本理念とし、そのなかで「町民が主人公となる文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます」を生涯学習振興の基本方針としています。具体的な取り組みとしては「活力ある地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの規格の充実」及び、「生涯学習センターや図書館などの社会教育施設の充実」を掲げています。

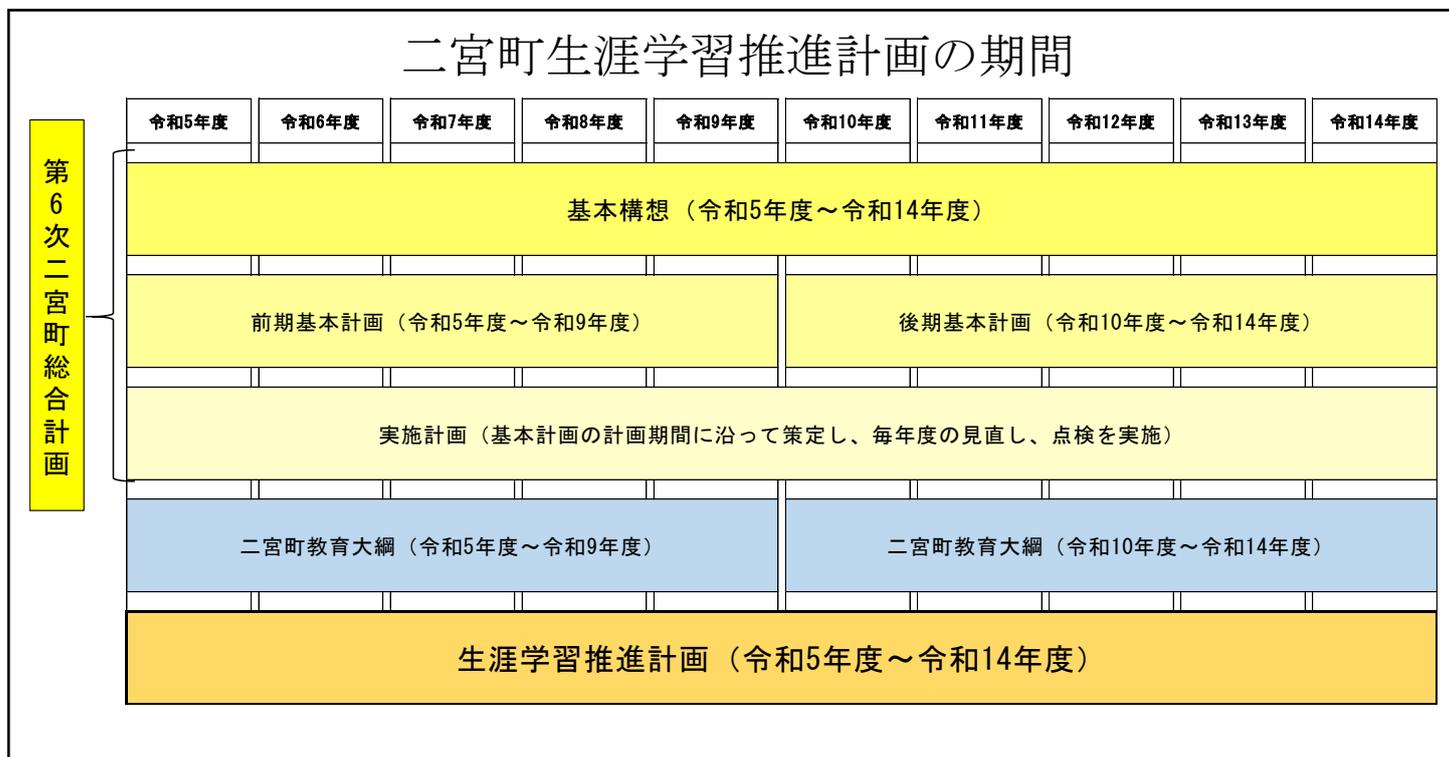
このように、本計画は『第 6 次二宮町総合計画』並びに『二宮町教育大綱』を上位計画とし、「社会教育」、「スポーツ」、「文化芸術」、「図書館」の取り組みを進めていくための基本的な視点、方向性を示すものとなります。



## 4. 計画の期間

本計画は、『第6次二宮町総合計画』との整合性を図るため、計画の期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、事業の進捗状況を年度毎に確認し、社会情勢等の変化により必要に応じて施策等の見直しを行い、効果的な運用を図ります。



## 二宮町町民憲章（昭和 53 年 7 月 5 日制定）

- ・郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
- ・ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
- ・きまりを守り、良習をはぐくむ住みよい二宮町をつくりましょう。
- ・幸せを願い、健やかな明るい二宮町をつくりましょう。
- ・教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

## 二宮町教育大綱（平成 27 年 10 月 1 日）

### ○基本理念

町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します

### ○大綱の基本方針

- 1 人権を尊重し合う心を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。
- 2 落ち着いた学習環境と未来を見据えた教育環境づくりを進めます。
- 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

## 二宮町教育方針（平成 21 年 4 月 1 日）

- ・人権意識を持った、思いやりのある人を育てます。
- ・生きる力を育む、教育を進めます。
- ・健康で心豊かな生活を目指した、生涯学習の充実を図ります。
- ・郷土に愛着と誇りを持った、町民を育てます。

## 第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

# 1. 国・県の動向

## (1) 国の生涯学習に対する動向について

### ○平成 18 年 12 月 教育基本法の改正

生涯学習の基本理念について関する規定を設けた条文が第 3 条として新設されました。

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### ○平成 20 年 2 月 中央教育審議会

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して」答申

生涯学習、社会教育で得た学習成果を家庭や地域で生かすことで新たな学習の需要を生み出すような知の循環を生み出す「知の循環型社会」の構築に向けた提言が行われました。

### ○平成 28 年 5 月 中央教育審議会答申

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」

生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について提言が行われました。

### ○平成 29 年 3 月 社会教育法の改正

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創造する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

### ○平成 30 年 6 月 閣議決定「第 3 期教育振興基本計画」

生涯学習に関する項目を基本的な方針を「生涯学び、活躍できる環境を整える」とし、「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に着けるための社会人の学びなおしの推進」、「障害者の生涯学習の推進」を目標としました。

○平成 30 年 12 月 中央教育審議会答申

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理した。また、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方を取りまとめました。

(2) 神奈川県生涯学習に対する動向について

○平成 19 年 8 月 かながわ教育ビジョンの策定

神奈川県の総合的な教育の指標として策定された。社会状況が変化する中、自分らしさを大切に、自立して、たくましく生き抜くことができる、自己肯定感を基盤とした生涯にわたる「自分づくり」を重視しています。

○平成 27 年 10 月 かながわ教育ビジョンの一部改定

基本方針に、「新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進める」及び「生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めること」を位置づけました。(令和元年 10 月にも時点改正を実施しています。)

○平成 28 年 10 月 とともに生きる社会かながわ憲章

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざし定められました。

## 2. 町の取り組み

## 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会開催要項

### 1 趣 旨

神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業報告、決算、事業計画、予算その他重要事項を審議し決定するため総会等を開催する。

2 日 時 令和4年6月24日（金）13:30～16:00

3 会 場 神奈川県立総合教育センター 大講堂  
所在地 藤沢市善行7-1-1

4 主 催 神奈川県社会教育委員連絡協議会

### 5 日 程

13:00～13:30 受 付

13:30～13:45 開 会  
会長あいさつ  
来賓祝辞

13:45～14:30 議事  
第1号議案 令和3年度事業報告並び会計報告  
第2号議案 令和4年度事業計画並びに予算案  
第3号議案 令和4年度役員について  
第4号議案 その他  
その他  
新旧役員あいさつ

14:30～14:45 休憩

14:45～15:55 講演  
【テーマ】  
「これから求められる社会教育とは」  
講師：神奈川県社会教育委員連絡協議会会長  
聖学院大学人文学部教授 小池 茂子 氏

16:00 閉 会

## これから求められる 社会教育とは

聖学院大学 小池茂子

### 今日の生涯学習推進における 社会教育の存在意義

社会教育委員会議等でよくある質問  
???

「社会教育と生涯学習は同じなのか？」

### 社会教育の定義 (社会教育法第2条)

この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

### 中央教育審議会答申 「生涯教育について」(1981年)

#### 生涯学習の理念

「人々が自己の充実や生活の向上のために、各人の自発的意思に基づき、必要に応じて自己に適した手段、方法を選んで行う、生涯を通じての学習」

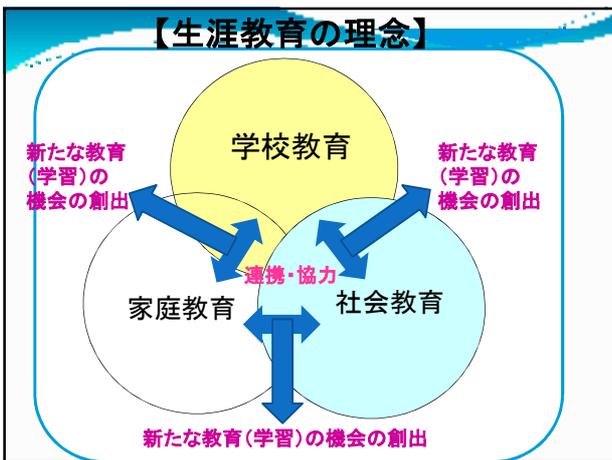
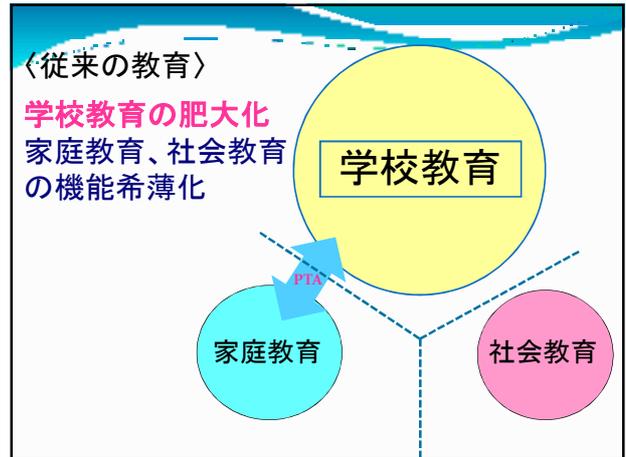
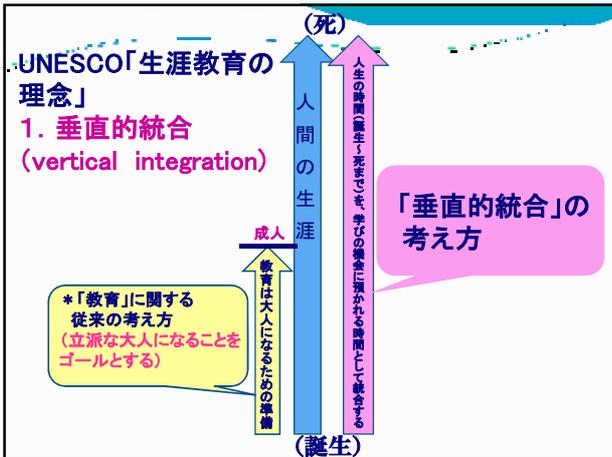
#### 生涯教育の理念

「このような生涯学習のために、社会のさまざまな教育機能を、相互の関連性を考慮しながら総合的に整備・充実しようとする動き」

### 生涯教育の理念(1965年)

- 「ユネスコ(国連教育科学文化機構)は、誕生から死に至るまで、人間の一生を通じて行われる教育の過程—それゆえに全体として総合的であることが必要な教育の過程—を作り上げ、活動させる原理として生涯教育という構想を承認するべきである。
- そのため、人間の一生という時系列に沿った、垂直的次元と、個人および社会全体の水平的次元の双方について必要な統合を達成するべきである。」

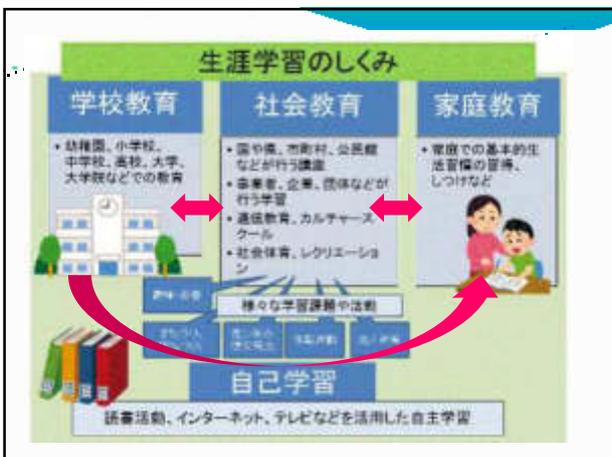
## 生涯教育の概念



「生涯教育」とは

既存の教育体制を再編する  
 新しい理念として登場した。

1. 教育の生涯化
2. 教育の拡散化(学校教育だけが教育の場ではない、教育の日常生活化)
3. 1. と 2. を、制度的に保障すること



中央教育審議会答申（1981年）  
 「生涯教育について」

「…各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じておこなう」

- ・1987年（昭和62年）  
臨時教育審議会第3次答申  
「生涯学習体系への移行」
- ・1990年（平成2年）  
「生涯学習の振興のための  
施策の推進体制等の整備に  
関する法律」制定

「生涯学習」理念に通底  
するもの  
個人の自発的な  
学習ニーズに応じて提供  
される「教育サービスを  
消費する学習観」  
がそこにはある。

今日の生涯学習推進において  
社会教育の現場が揺れている  
(例えば、公共図書館をめぐって)

知の消費か？	知を育むのか？
<p>歴史の中で、その時々に関心した人たちが参画し、作る公共空間として意識されていた図書館</p>	<p>例) 高崎市立群馬図書館 図書館長に着任した一人の行政職員が社会教育主事の資格を取得することから始めた</p>
<p>「もっとたくさん、もっといろいろ、もっと便利に、もっと心地よく」という一方的なサービス受益の場、「知の消費」の場となっている</p>	<p>《図書館活動を通じたまちづくり》 ・個性ある人づくり ・自立する地域づくり</p> <p>《図書館としてできること》 ・地域の記憶と記録を保存する ・資料の提供 ・きっかけづくり ・人と人、もの、ことをつなぐ</p>

公共分野に民活続々  
(2014年1月11日、朝日新聞より)

書店やCDレンタル店を展開する「ツタヤ」に昨年4月から運営を任せ佐賀県の武雄市図書館。市場調査でカフェと雑誌を求める人が多く、人気チェーンのスターバックスコーヒーをテナントに迎えた。コーヒーを飲みながら600タイトルの雑誌を自由に見られる。午前10時～午後6時だった開館時間を午前9時～午後9時に延長。年35日あった休館日もなくした。昨年4～9月の来館者は前年同期の3・5倍の52万人に急伸。貸出冊数も2倍の30万冊に増えた。ツタヤを運営するカルチャー・コンビニエンス・クラブの高橋聡執行役員は「私たちが入ることで、新たな価値を生み出せる」と自信をのぞかせる。

改正教育基本法 (2006年)  
第12条 (社会教育)

「個人の要望」と「社会の要請」の  
バランス

今後重視することの一つに「公共」の視点の重視を掲げ、住民が学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体との協働の中で、**自らの意志に基づいて社会の課題の解決に取り組んでいく学習活動を支援する必要性を指摘した**  
(中教審 答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」2008年)

生涯学習のまちづくり

人々が充実した人生を目指して、人生の「いつでも」「どこでも」「誰でも」学習することができ、そして、その成果が社会において適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を目指して、諸条件を整備していくこと。

学習に関する自発性は尊重されるべきであるが、住民の自発性に委ねているだけでは、「学習格差」は広がる。個人学習は盛んになるが、自発性からなる学習に委ね、自己満足的な学習に終始する者も多く、これに対し税金を投じる価値があるのか？

個人の要望と社会の要請に応える学習  
機会の提供  
➡ 社会教育の「教育」的機能を  
発揮する必要がある。

## 社会教育法にみる 「社会教育」の定義(第2条)

「この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」

この条文は、社会教育活動そのものを定義するのではなく、法律の目的からも明らかのように、国や地方公共団体が社会教育活動に行政としてかかわる限度において、その内容、範囲を定義したものの。

## 社会教育委員の職務 (社会教育法第17条)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

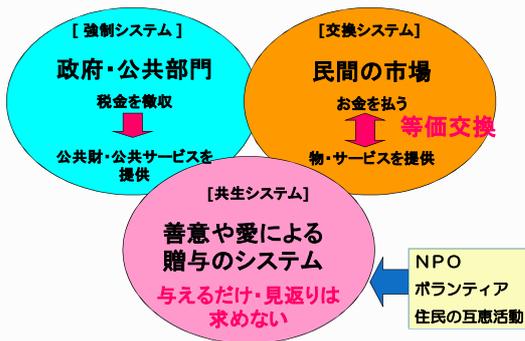
- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

《改正》平26法076

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 社会システム概念図



## 社会教育行政に求められる キーワード

### 「つなぐ」そして「活かす」

- ・潜在的学習要求を抱いているが、未だ学習をしていない住民を、新たな学習につなげる
- ・行政の自前講座だけ、あるいは公民館の貸し館活動による住民の自主グループに提供するだけでなく、学習の成果を次のステップ(公共的視点をもったもの)につなげる支援
- ・学びを通じて人と人・異世代をつなげる  
⇒住民が元気になる(学習を通じた喜び、誇り)  
⇒彼らの力をまちづくりに活かす

## 社会教育の役割への期待

住民が誇りと愛着を持つことができる活気に満ちたコミュニティづくりのためには、**人々の意識・行動力**に関わる点が大い。

人びとの意識が変わるのをただ待つだけでなく、**実践を伴った「学習」**を意図的に提供していく必要がある。

## 「社会教育」は

あくまでも「教育」であるわけで、**教育する側の意図を含む営み**である。

人びとの成長・発達の可能性、**自主性・自発性を前提としながらも、「よくしよう」という意図があり**、そのために効率的な方法を用いる営みといえる。

(コミュニティづくり、人づくり、地域課題の解決…等)

\*しかし、行政がある一定の方向へと強制することがあってはならない ⇒ **住民との熟議、協働が必要**

## 社会教育行政に求められるもの 必要課題の整理

社会の中で行政が行う社会教育や生涯学習支援では、学習課題は**個人の学習ニーズを十分に踏まえることを前提としながらも、個人のニーズを超えたところに源泉を持つ公共的課題、社会的課題、時代的課題など、教育目的に照らし学ぶ必要があると考えられる課題(必要課題)**を整理・選択・統合し、教育の社会的機能の観点の併せ持つ**学習課題の検討**が求められるといえる。

## 必要課題設定の理論的分析枠

\* タテ軸とヨコ軸のクロスしたところに、課題を設定することができる。

	個人の課題	社会の課題
タテ軸 (時間)	発達課題	時代的・歴史的課題 例) 現代的課題
ヨコ軸 (空間)	生活課題	地域・国・世界的課題 例) 地域課題

## 今後の社会教育・生涯学習の 展望として語られていること

- ・ ICTの活用
- ・ 地域DXの活用
- ・ 「場」の力の活用
- ・ 地域と学校とのつながり
- ・ 多世代交流

## 「教育」を一律に語れない時代が 来ている

地域の実情を科学的に踏まえた社会教育・生涯学習推進が求められている。

⇒ 社会教育委員

- ・ 地域の実情を知っている、地域を基盤として活躍している
- ・ 地域の実情を、求めに応じて行政(教育委員会)に伝える役割

最後に、

住民の学習活動は、何から始めてもよい。

それを社会教育という「教育」的視座をもった支援で、学習者を自己利益の追求にのみ終わらせない、公共的課題の解決に主体的に関わってくれる成熟した市民に導くという確固とした信念を持って、住民と共に汗をかく支援を社会教育行政に携わる職員は行っていく必要がある。

その意味でも、住民との窓口になって対応することができる社会教育の専門的職員の配置や、社会教育行政に携わる職員の専門研修は不可欠といえる。

生涯学習推進体制を教育委員会が主管する体制から、**首長部局に移管する流れが加速している。**  
いずれにせよ、「教育」的見地からのビジョンをもった生涯学習推進という視点を見失ってはならない。

# 社会教育委員活動の ためのハンドブック

-2022年版-



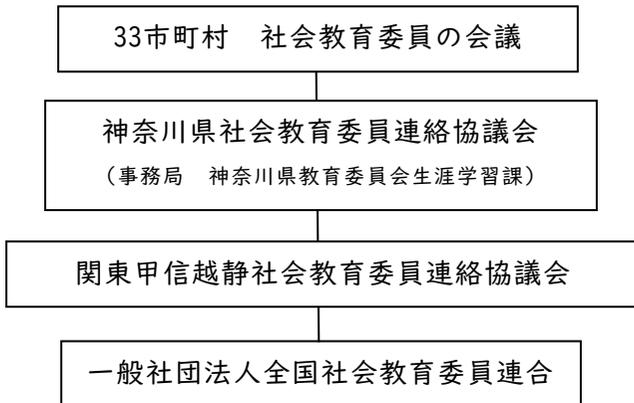
神奈川県社会教育委員連絡協議会

## はじめに

神奈川県社会教育委員連絡協議会  
会長 小池 茂子

社会教育委員にはどのような役割が期待されているのか、どのようなことをすれば良いのかについて、参考にしていただくために、神奈川県社会教育委員連絡協議会として、この冊子をまとめました。もとより、社会教育委員それぞれが工夫して、地域の社会教育の進展のために努力することが求められるのですが、各地の社会教育委員が情報を交換し、自分たちも学びながら活動することを継続したいものです。社会教育委員としての日常的な活動に役立てば幸いです。

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の関係図



## ◆ も く じ ◆

1	社会教育と生涯学習	..... 1
2	社会教育委員の役割	..... 3
3	社会教育行政の役割	..... 7
4	社会教育主事・社会教育士との協働	.....10
5	社会教育関係団体の目的	.....12
6	社会教育委員会議の持ち方	.....13
7	市町村のページ	.....15
8	資料編	.....17

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会（県社教連）の概要

- 設 立                    昭和37年4月
- 加盟団体数            34団体（県及び政令市・中核市を含む）
- 会員数                 381人（令和4年2月現在）
- 目 的                    ・ 県市町村の社会教育委員相互の連携協調を図る。  
                              ・ 県内の社会教育の振興発展に寄与する。
- 主な活動                ・ 各種研究会、講習会、協議会等の開催  
                              ・ 社会教育に関する情報の交換  
                              ・ 社会教育振興に関する調査研究  
                              ・ 関係機関、団体との連絡  
                              ・ その他目的達成に必要な事業

# Ⅰ 社会教育と生涯学習

## 社会教育とは

### 【教育基本法第十二条（社会教育）】

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### 【社会教育法第二条（社会教育の定義）】

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育とは、学校教育と家庭教育以外の広く社会において行われる教育です。社会教育は、学校教育とは異なり、人々の学習ニーズに即した幅広い学習内容をもっています。また、社会教育は、多様な主体により様々な場や機会で行われていますが、学習の拠点となる代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設などがあります。

近年の社会環境は、人口減少、少子高齢化、グローバル化、格差の拡大など、大きな変化に晒されています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、社会教育が大切にしてきた「直接、人が集い交わる」ことが難しい時代にもなっています。

その中で、社会教育行政の仕事は主に環境醸成であり、地域の教育力の再生・活性化（絆づくり・地域づくり）や、地域住民の自立に向けた学習の充実（人づくり）のために豊かな学習内容を編成し、様々な方法を用いて教育活動を振興することができるよう。

住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」を推し進めるうえで、社会教育委員には地域や社会の課題解決に向けた取組を行う民間団体や、人材の活躍・連携を促進していくことが重要です。社会教育委員には、そのための方策や、地域住民自らが地域の課題を解決するという自立に向けた支援策を、より具体的に行政に提示し、それぞれの立場で実践していくことが期待されています。

## 生涯学習とは

### 【教育基本法第三条（生涯学習の理念）】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習とは、人々の自発的な意志に基づいて、「自己の充実」「生活の向上」「職業能力の向上」のために、自ら学ぶ内容を選び、充実した人生を送ることをめざして、生涯にわたって行うあらゆる学習であるといえます。そのため、一人ひとりの学びの内容は異なり、例えば、テニスやランニング、英会話などの技術の向上、健康の促進のために行うものや、地域の清掃活動、本の読み聞かせなどのボランティア活動に伴う学習も含まれます。

生涯学習を振興する行政には、子どもにとっては「生きる力」が、大人にとっては、自立した一人の人間として力強く生きるための「総合的な力」が身に付くよう、ライフステージに応じた学習機会や体験活動の提供、環境の整備、さらには、学んだ成果を社会に還元するための仕組みづくりを社会教育という形で支援することが求められています。

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の年間事業(例)

月	事業名	内 容
4月		
5月	幹事会、理事会	総会に向けて事業計画、予算案等について協議
6月	総会	当該年度事業計画案、予算案等について審議 講演会の実施
7月		
8月	研修会	テーマに基づいた講演会、シンポジウム、分科会等の実施
9月		
10月	幹事会、理事会	事業報告と今後の計画について協議
11月	地区研究会 事業検討・調査研究 委員会	市町村の事例発表・活動報告等 次年度事業、社会教育委員調査について協議
1月		
2月	理事会、地区研究会	市町村の事例発表・活動報告等
3月	事業検討・調査研究 委員会	次年度事業等について協議

## 2 社会教育委員の役割

【社会教育法第十五条（社会教育委員の設置）】

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【社会教育法第十七条（社会教育委員の職務）】

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の設置は任意ですが、神奈川県では、政令市・中核市を含む33市町村すべてに設置されています。

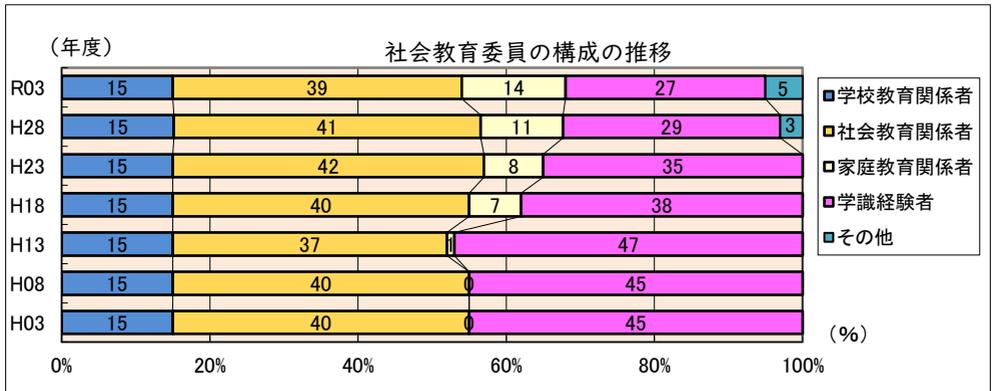
社会教育委員制度は住民参加型の行政の仕組みを表している制度です。委員は地域住民と行政の間にいる立場で、「住民の声を行政に反映させる」という大切な役割を担っています。

また、社会教育委員は会議を通じて意見を述べるもののほかに、これまでの経験を生かしながら、あらゆる視点で地域の様々な教育資源（講師といった人材、人、モノ、財源等）をつなぐ、ネットワーク化するという目的意識を持ちながら、日ごろから主体的に活動を行い、次のようなことを心がけることが大切です。

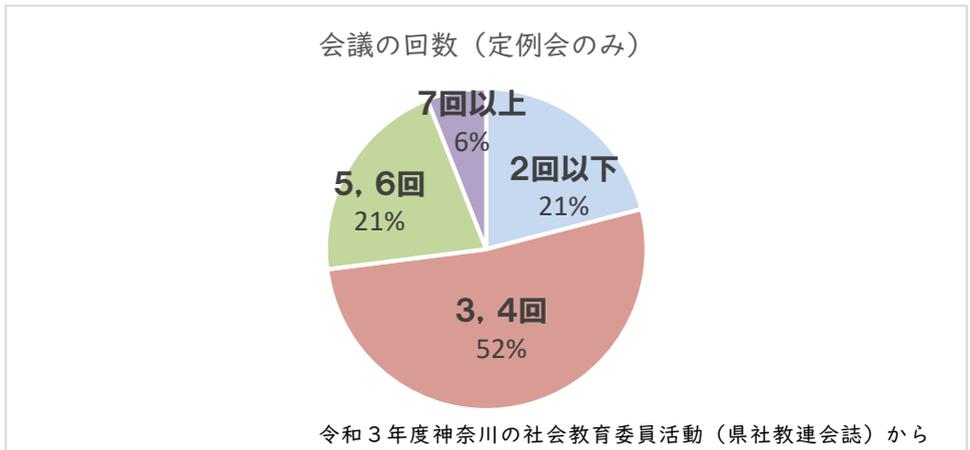
- ①教育委員の会議に積極的に出席して意見を述べること
- ②各種審議、提言活動などや調査研究機能を強化すること
- ③公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の運営のあり方について、総合的な企画立案、提言などを行うこと
- ④行政主催の研修会や会議等に積極的に参加し意見を述べること
- ⑤一般社団法人全国社会教育委員連合主催の全国大会、関東甲信越静社会教育研究大会に参加するとともに、『社教情報』等により先進的な情報の入手に努めること

## ○ 委員の委嘱の背景

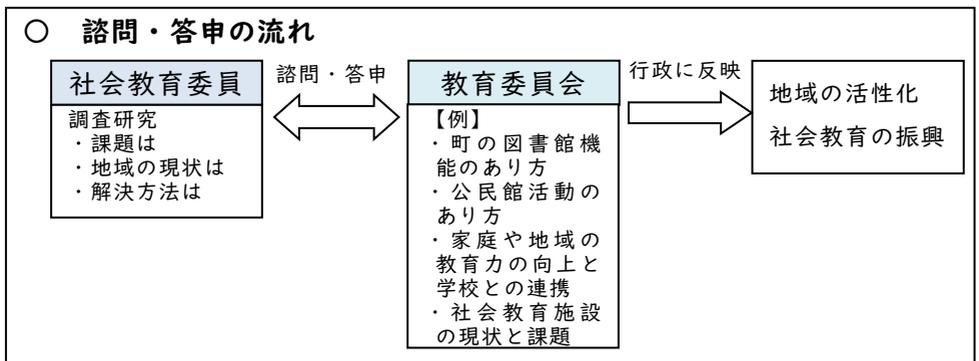
令和3年度神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）から



## ○ 会議の回数



## ○ 諮問・答申の流れ



## ○ 諮問・答申の状況

神奈川県内では、次のような諮問を受けて、社会教育委員が研究調査を行っている市町村があります。

- 「本市における社会参加のすそ野の拡大について」（平成30年11月 横浜市）
- 「新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について」（令和2年9月 茅ヶ崎市）
- 「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について」（令和2年1月 大和市）
- 「こども読書よむ読むプランについて」（令和4年2月 大和市）
- 「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正について」（令和2年10月 綾瀬市）
- 「生涯学習課所管の附属機関の再編について」（令和3年8月 綾瀬市）
- 「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」（令和3年11月 伊勢原市）
- 「少子高齢化時代における社会教育のあり方について」（平成31年4月 山北町）

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

諮問答申の件数（文書及び口頭によるものの合計数）

（件）

	S50	S59	H6	H16	H26	H30	R3
諮問	28	22	12	21	25	14	22
答申	26	22	10	17	24	14	18

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

また、教育委員会に対して社会教育委員会議が建議や意見具申をしている市町村もあります。

- 「コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて」（横須賀市）
- 「市生涯学習推進プラン第2次改定」「第三次南足柄市子ども読書活動推進計画策定」「子どもの地域活動について」（南足柄市）
- 「大井町子ども読書活動推進に向けての提言書」（大井町）
- 「読書活動推進」（松田町）
- 「地区公民館について」（小田原市）
- 「読書活動の推進について」「開成町民センター図書室のあり方について」（開成町）

※令和元～3年度『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

## 建議の件数（意見具申を含む）

(件)

	S 50	S 59	H 6	H 16	H 26	H 30	R 3
文書	48	10	8	6	5	3	0
口頭	(真鶴町の30件を含む)	5	—	0	0	0	1
継続審議中	—	—	8	5	2	1	4

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

### ○ 教育委員会への意見具申等について

ア 社会教育法第17条第2項により、教育委員会へ出席して意見を述べる機会をもった自治体

年月日	自治体名	件名	主な内容
R2.11.20	横浜市	第32期横浜市社会教育委員会議提言について	提言について報告 教育委員との意見交換
R3.2	南足柄市	第三次南足柄市子ども読書活動推進計画策定	第三次南足柄市子ども読書活動推進計画策定についての報告
R2.2	南足柄市	市生涯学習推進プランの第2次改定	市生涯学習推進プランの第2次改定についての報告
R3.4.27	伊勢原市	社会教育委員による点検評価	平成30年度に実施した社会教育関係事業の事業施策における推進状況について

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

イ 上記以外で教育委員会と定期または不定期に意見交換を行った自治体

自治体名	定期・不定期	年月日	主な内容
川崎市	不定期	H31.4.18	宮前区の図書館・市民館充実に向けた整備計画への要望
	不定期	R元.5.14	平成30・31（令和元）年度研究報告書について（中間）
	不定期	R2.2.12	平成30・31（令和元）年度研究報告書について
平塚市	定期	R2.2.18	社会教育委員会議の協議経過報告
		R4.2.17	（教育委員会と社会教育委員とで年1回実施）
中井町	不定期	R元.12.19	町の教育全般について意見交換
山北町	不定期	H31.4.23	教育長より議長が諮問を受けた

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

### 3 社会教育行政の役割

#### 【社会教育法第五条（市町村の教育委員会の事務）】

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【社会教育法第六条（都道府県の教育委員会の事務）】

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
  - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
  - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
  - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
  - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

社会教育行政といっても、広いエリアが対象となる上、直接的な住民サービスを目的としない県と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村とでは、その役割が自ずと異なってきます。

#### 県の役割

地域の社会教育活動が活発に展開できるように、学習環境を醸成することがあげられます。例えば、社会教育に関する地域の調査を実施して、その結果を市町村へ還元することや、全国的な動向を把握し、それらを市町村へ発信することなどが県の役割となります。

#### 市町村の役割

住民の社会教育活動が活発になり、より多くの住民の参加が実現するよう努めることがあげられます。住民の社会教育活動への参加を通して、住民相互の関係性を深め、住みやすい地域づくりにつながるなど、多くの成果が期待されます。

#### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の役割

神奈川県社会教育委員連絡協議会（以下、「県社教連」という。）は、県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的としています。

講演会や研修会、調査研究を通して市町村の社会教育委員の活動について、広く県内に情報を発信し、各市町村の委員をつなぐ役割や、一般社団法人全国社会教育委員連合の会議や研究大会等へ参加し、全国の社会教育委員の活動や国の政策などを会員へ情報提供したり、会員の声を届けたりするなどの役割を担っています。

## これからの社会教育行政

これまでの社会教育行政は、地域住民一人ひとりが自主的に参加、組織する団体やグループとともに、安全や安心に配慮した住みよい地域をつくるため、コミュニティ活動の一環として展開されてきました。

しかし、人生100年時代の到来、Society5.0やSDGs実現の提唱等、多様化し複雑化する課題の社会の変化への対応を求められる中、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要です。社会教育には、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があると言えます。

「開かれ、つながる社会教育」の実現のために、以下のように対応することが求められています。

### 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

### ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

### 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（中央教育審議会答申）平成30年12月」より

## 県社教連の事業紹介 「総会」

毎年6月に開催され、前年度の事業報告及び会計報告、当該年度の事業計画案及び予算案、また新役員について、会員の皆さんに審議してもらいます。

また、例年総会終了後に講演会を開催しています。ここ数年「社会教育とは」「社会教育委員の役割とは」といったテーマを設け、新しく委員になった方々には自分たちの役割やその活動について考える、そして、すでに委員活動を行っている方々には、これまでの活動を振り返り、今後の活動につなげる良い機会となっています。

### 【過去の講演テーマと講師】

令和3年度 総会は書面開催のため、講演は中止

令和2年度 総会は書面開催のため、講演は中止

令和元年度 「地域における社会教育委委員のめざすもの

一人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点から－  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
課長補佐 下田 力 氏

\*講師の職名は講演当時のものです。

## 4 社会教育主事・社会教育士との協働

【社会教育法第九条の三（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）】

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

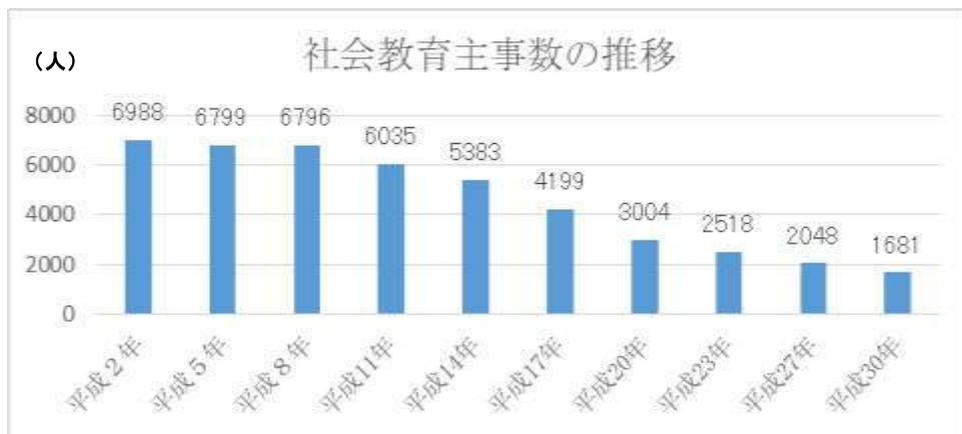
2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

社会教育主事は、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる専門的教育職員として教育公務員に位置付けられ、学校教育、家庭教育関係者との積極的な連携により、地域の教育力向上の中心的な役割を果たしています。

また、令和2年より社会教育士の称号を付与する資格制度が始まりました。社会教育士制度は、社会教育主事になるために取得すべき科目を定めた社会教育主事講習等規定の一部改正によってできた制度です。社会教育士は、社会教育主事講習等規定（第8条の3）で定められている課程修了者に授与される称号で、教育委員会からの発令を受けなくても「社会教育士」と名乗れることになりました。社会教育士には、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に関わっていくことが期待されています。

文部科学省の統計によれば、都道府県及び市町村の教育委員会が発令している社会教育主事数は、社会教育法にその設置が明記された昭和26年以降漸増する傾向にありましたが、平成2年をピークに漸減に転じ、その傾向が今日まで続いています。



文部科学省『社会教育調査報告書』から

## 【神奈川県社会教育主事の発令状況の推移】

	発令人数				
年	H 6	H 16	H 25	H 30	R 3
県	20人	21人	16人	14人	14人
市町村	168人 (派遣を含む)	107人	90人	75人	100人

神奈川県生涯学習要覧（平成6年度）

神奈川県生涯学習文化財要覧（平成16年度）

神奈川県生涯学習年報（平成25年度）

神奈川県教育委員会生涯学習課調べ（平成30年度、令和3年度）

社会教育主事の設置率の低下やその不要論がある中で、社会教育委員は社会教育主事の存在意義を広くPRし、社会教育主事の意義や役割について意図的に議論する機会を作ることも重要です。

そして、社会教育委員と社会教育主事が車の両輪となり、地域の課題やニーズの把握、学習環境の整備、学習支援等、各地区の社会教育の推進のために協力し合っていくことが大切です。

### 県社教連の事業紹介 「研修会」

毎年8月に各地域における社会教育活動の状況や研究成果について確認するとともに、生涯学習社会の観点に立って、社会教育のあり方や今日的な課題解決と資質の向上を図ることを趣旨に研修会を実施しています。

令和3年度は、動画配信によるWeb開催としました。令和2年度地区研究会担当町の葉山町と山北町にも発表していただきました。

令和2年度は、書面開催となりました。講師の講演映像DVDを各市町村事務局に送付し、社会教育委員会議の際に視聴してもらいました。また、情報提供「先輩に教えてもらおう」を行い、事前に募った質問に副会長に回答していただきました。

令和元年度は、講演の後、小グループに分かれグループ協議を行いました。

#### 【過去の講演テーマと講師】

令和3年度 「社会教育委員の新たな役割」  
明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏

令和2年度 「社会教育と社会教育委員の役割」  
教職員支援機構つくば中央研修センター長  
全国社会教育委員連合副会長 清國 祐二 氏

令和元年度 「地域に貢献する社会教育」  
日本大学文理学部教育学科教授 佐藤 晴雄 氏

\*講師の職名は講演当時のものです。

## 5 社会教育関係団体の目的

### 【社会教育法第十条（社会教育関係団体の定義）】

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

### 【社会教育法第十三条（審議会等への諮問）】

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

「公の支配」に属さない自主・自立した団体で、行政と連携し、社会教育の推進のために活動を行う団体のことを「社会教育関係団体」と呼んでいます。なじみ深いものとして、PTAや子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ等、地域に基盤を置く団体や、特定の課題を追求する団体があり、それらの団体の関係者にも社会教育委員を委嘱しています。

都市化が進み、住民の考え方も多様化していく中で、会員数や組織率の減少が課題となっていることもあり、社会教育関係団体は、その存在意義を示していくことが必要でしょう。

### 県社教連の事業紹介 「地区研究会」

毎年2回、県内の市町村を会場に、それぞれの地区での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換がなされる貴重な場となっています。

### 【過去の開催地及び研究テーマ】

- 令和3年度 横須賀市 「社会教育・社会教育施設のあり方～横須賀市を例として～」  
秦野市 「秦野市の社会教育～各種団体の変遷と未来へ繋いでいくべきもの～」
- 令和2年度 葉山町 「生涯学習活動に関する調査から見たこと～読み聞かせ活動の充実に向けた取り組み～」  
山北町 「少子高齢化時代における社会教育のあり方を考える～共和地区の取り組みをとおしての考察～」
- 令和元年度 小田原市 「まなびがつなぐまちづくり～小田原ならではの地域資源を活かして～」  
厚木市 「地域で子どもを育てる～家庭教育支援を通じた地域のネットワークづくり～」

## 6 社会教育委員会議のもち方

こんな意見言ったら笑われちゃうかな？

何のことを話しているのだろう？

事務局の説明が長いな～。



平成26年11月に開催された、第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会では、公募委員の方を対象にした分科会を行いました。この分科会の中で、参加者から次のような意見が出されました。

- 市の施策を認めるだけの形骸化した会議では意味がない。会議のあり方が問われる。
- 社会教育委員自身が自分は何をしたいのかをもっと行政に訴える努力をする必要がある。
- 初めて委員になった方が、最初から会議に入っていかれるよう、この会議が何なのか、どういうことをどういうスケジュールで検討していくのか、どういう役割を担っていくのかを説明するような行政側のフォローが最初の段階で必要である。

アドバイザーからは、次のような話がありました。

「思いをもって委員になっても、社会教育委員の会議のテーマと必ずしも一致するとは限らない。いつも難しいと思うのは、事務局と議長は『今日はここまで進めたい』というその日の落としどころを考えていて、また、委員全員に発言してほしいと思っているため、一人の発言時間が短くなってしまいがちである。そこは別の機会で見解を吸い上げていたきたい。それは、公的な会議ではなく、意欲があれば手弁当で行う打ち合わせ、勉強会等の場でできるのではないか。」

## 社会教育委員相互の学びから地域の活性化へ

社会教育委員の会議は条例により、定例の会議の回数が定められている自治体もあります。限られた回数の中で、事務局は施策説明や報告を中心に進め、それに対しての委員の意見をいくつかもらい、最後は承認してもらうような流れでシナリオを考えてしまいがちです。

そのような行政主導の会議から脱却するためには、社会教育委員相互の学びがポイントになります。それぞれの地域や団体だけで話し合ったり活動したりしては、地域全体を活性化することは難しいでしょう。

社会教育委員が主体となって、自主的な勉強会や打ち合わせを行ったり、地域の方や様々な団体の方が一緒に話し合いを行ったりすることで、互いが切磋琢磨し、それぞれの団体の活性化が図られ、さらには地域の活性化にもつながります。

### 関東甲信越静社会教育研究大会（関ブロ大会）

関東甲信越静地区の各都県市区町村の社会教育委員が一堂に会し、社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として、毎年11月頃に関東ブロック大会が開催されます。参加には、参加費（大会資料代等）が必要となりますが、社会教育や社会教育委員の活動などについて、講演やシンポジウム、事例発表を通して協議したり、情報交換をしたりすることができる貴重な機会となっています。

開催地は、関東の1都6県と、山梨県、長野県、新潟県、静岡県  
の11都県で行われます。開催地は1年ごとに変わり、原則として11年に1回会場となります。令和7年度は神奈川県が会場となって開催される予定です。

※一般社団法人全国社会教育委員連合の全国大会や関ブロ大会等に関する情報については、各市町村の担当者にお問い合わせください。

#### 【過去の開催地と研究主題】

- 令和3年度 東京大会「明日に向け 学びの輪を広げよう！！  
～地域の魅力 グローバル社会で再発見～」
- 令和2年度 新潟大会「新しい社会教育をデザインする  
～つなぎはぐぐみ 響きあう 生涯学習社会の実現～」
- 令和元年度 埼玉大会「あなたはどうか生きる？人生100年時代！  
～主役はあなた 明るく心豊かな社会の実現～」

## 7 市町村のページ

( ) 年度

1 あなたのまちの社会教育委員の人数は

※ ( ) は公募委員のうち数

学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	その他	合計
名	名	名	名	名	名
( )	( )	( )	( )	( )	( )

2 今年度の社会教育委員の会議のテーマは

テ　ー　マ

3 教育委員会からの諮問テーマは

諮　問　テ　ー　マ

4 あなたのまちの社会教育主事または社会教育委員の担当者は

所 属 ( 役 職 )	氏 名

5 あなたを委嘱したのは

所 属 ( 役 職 )	氏 名

6 わたしのまちの社会教育委員の会議の開催回数は

定例会	臨時会	小委員会	勉強会等
回	回	回	回

7 わたしのまちの社会教育（特徴や誇れることなど）

8 年間の予定

月	日	市町村	県社教連他
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

## 8 資料編

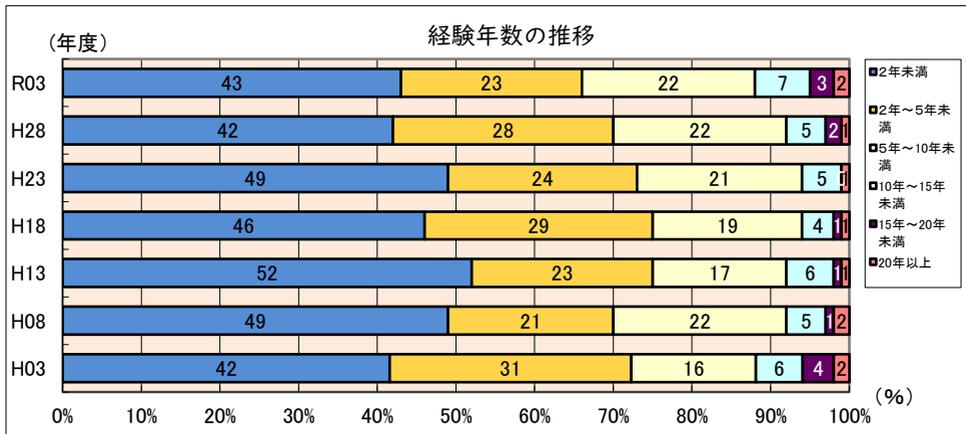
### 1 社会教育委員の活動のテーマ ※年度の記載がないものは令和3年度

自治体名	テーマ名または内容
横浜市	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく本市取組の方向性について
川崎市	学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-(令和2・3年度)
相模原市	公民館を核とした地域づくりの新たな展開（仮主題）
横須賀市	令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会発表内容についての検討
鎌倉市	「鎌倉市生涯学習プラン」の改訂（令和2年度）
藤沢市	「生涯学習ふじさわプラン2021」の進捗管理 「生涯学習ふじさわプラン2026」の策定に向けた提言
茅ヶ崎市	新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について
逗子市	社会教育委員会議による社会教育講座企画について
三浦市	なし
葉山町	なし
寒川町	なし
厚木市	厚木市における地域学校協働活動について及び令和3年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	家庭教育支援
海老名市	なし
座間市	コロナ禍の子どもの居場所について
綾瀬市	なし
愛川町	愛川町を愛する～ふるさと愛川の豊かさや愛着を感じる社会教育の振興をめざして～
清川村	生涯学習グループの活性化対策、CSと地域学校協働活動との一体的推進体制の整備、男女共同参画基本計画進捗管理方法について
平塚市	コロナ禍における社会教育のあり方
秦野市	なし
伊勢原市	社会教育関係事業の点検評価（令和2年度）
大磯町	第三次生涯学習推進計画の策定について（令和2年度）
二宮町	地域学校協働活動の推進
南足柄市	「子どもの地域活動について」の研究
中井町	学校と地域の連携について
大井町	「家族で親しめる図書館づくり」 「地域と学校のニーズに合わせた地域学校協働活動の推進」
松田町	家庭における読書活動の推進について
山北町	子どもたちを育成するための、よりよい地域社会の構築-共生と共育の町を目指して-
開成町	読書活動の推進について
小田原市	地区公民館について
箱根町	「学校と社会教育」、「地域と社会教育」について
真鶴町	コロナ禍における生涯学習・社会教育事業のあり方～人と人、人と地域、地域と地域がつながるには～
湯河原町	湯河原町における成人式のあり方について／地域学校協働活動について（令和元年度）

※データはすべて各年度の『神奈川の社会教育委員活動』から転載

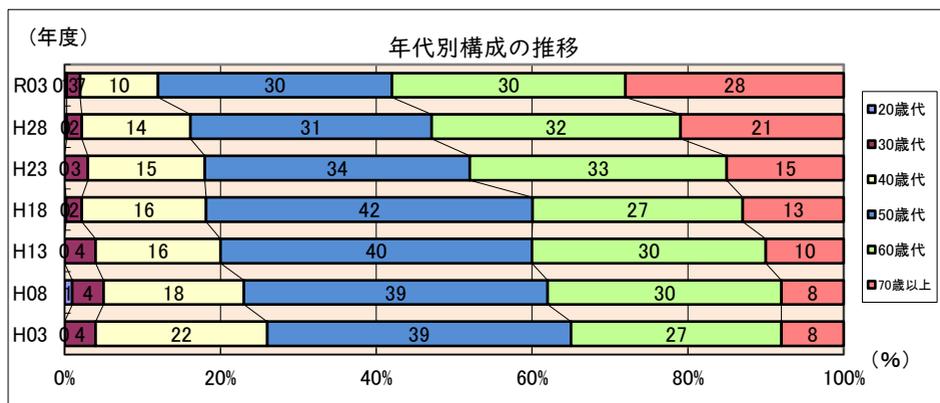
## 2 神奈川県社会教育委員の推移

### (1) 経験年数別委員数の割合



経験年数別委員の割合を見ると、2年未満の委員の割合は半数近くになっています。一方、10年以上の経験年数の委員の割合も増えています。

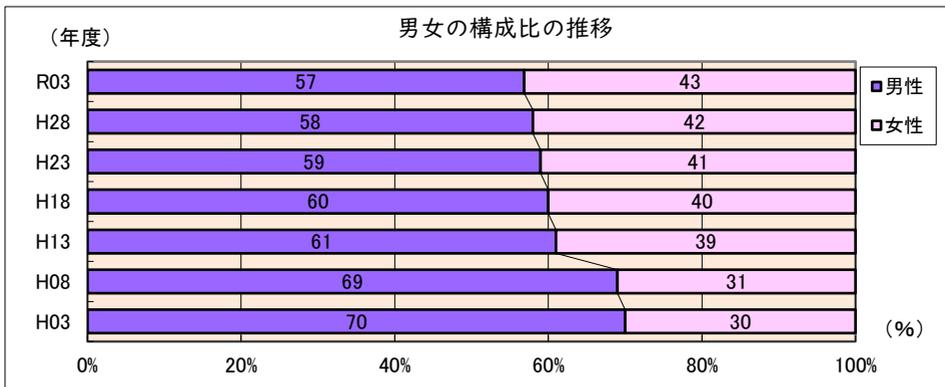
### (2) 年代別委員数の割合



年代別の構成を見ると、70代以上の委員の割合が年々増加し、30年前と比べると3倍以上となっています。また、40代の委員の割合は年々減少し、30年前と比べると半分以下となっています。

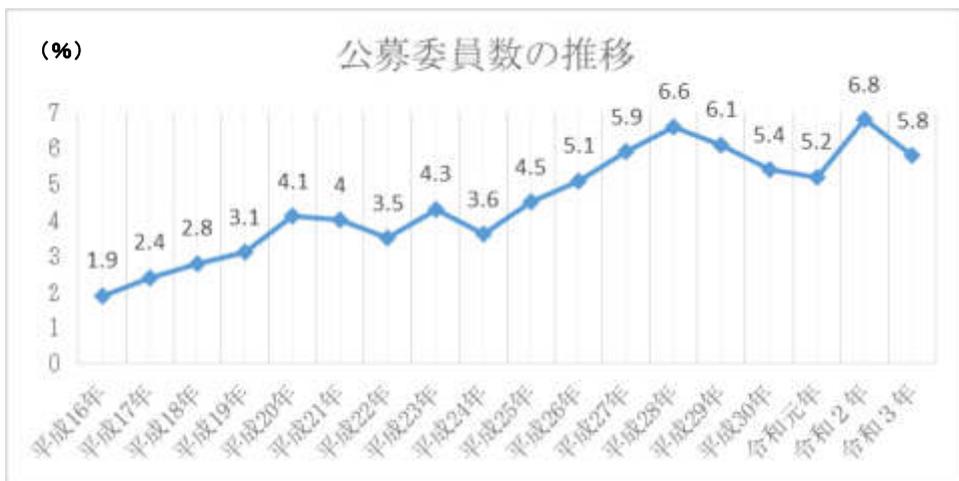
※令和3年度『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』から

### (3) 男女構成比の割合



近年、男性 6 割、女性 4 割の構成比で推移しています。

### (4) 公募委員数の割合（公募委員／全体の人数）



公募委員の割合は、近年は6.0%前後の間で推移しており、増加傾向であることがうかがえます。

### 引用・参考文献等

- コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究（研究報告書）  
（平成26年3月 一般社団法人全国社会教育委員連合）
- 第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会報告書（平成27年3月 第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会）
- 社会教育委員の手引き～人づくり、地域づくりを目指して～  
（平成27年4月 山梨県教育委員会）

○ 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

(答申) (中教審第212号) 平成30年12月

第1部: 「今後の地域における社会教育の在り方」

第2部: 「今後の社会教育施設の在り方」

○ 「かながわ教育ビジョン」平成19年8月策定

(令和元年10月に一部改定【第5章及び第6章】)

○ 「神奈川県社会教育委員連絡協議会」

・社会教育委員活動のためのハンドブック

・神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)【今後3年間分を掲載予定】

総会・研修会の記録(講師講話)、市町村の活動、社会教育委員の調査

・地区研究会【今後3年間分を掲載予定】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/syakyoren.html>

○ 「PLANETかながわ(神奈川県生涯学習情報システム)」

県内の様々な生涯学習情報を発信しています。

<https://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

○ 「社教情報」

全国の社会教育委員をつなぐ機関誌として一般社団法人全国社会教育委員連合が年2回発行。1冊360円

2016年 3月 初版

【初版】

編集担当

社会教育委員活動のためのハンドブック編集委員会

(委員長 鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長)

執筆担当

瀧 仁志 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課専任主幹)

内田 源一郎 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課副主幹兼社会教育主事)

2019年 6月 改訂版

【第2版】

編集担当

鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

執筆担当 神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局

2022年 5月【時点修正】

編集担当

小池 茂子 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

執筆担当 神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局

# 社会教育委員活動のためのハンドブック

2022（令和4）年5月

編集 神奈川県社会教育委員連絡協議会

発行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話番号 (045) 210-8344

入場無料



令和4年

8/27(土)

ラディアン  
ホール

私らしく生きるために、  
僕は性を捨てた

# ぼくが性別『ゼロ』に戻るとき

空と木の実の9年間

時間：13:30 開場  
14:00 開演  
申込み：8/1(月)よりWEB、電話  
定員：200名(先着順)  
問合せ：二宮町生涯学習課  
(0463-72-6912)



先行受付中！  
←申込みはこちら

新型コロナウイルス感染症の影響により  
中止・変更の可能性があります。

＼関連イベント／

8/9(火)～28(日)

ラディアン展示ギャラリー2にて人権メッセージパネル展開催！

自分の性に違和感を持ち続けた  
主人公の9年間の変化と成長を描いた  
《ここらの居場所》についてのドキュメンタリー。



## 《女》から《男》へ、そしてその先にあるものとは——？ 性別を超えた、あるがままの「わたし」と出会うまで

女性として生まれたが、自分の性に違和感を持ち続けていた小林空雅<sup>たかまき</sup>さん。13歳のとき、心は男性/生物学的には女性である「性同一性障害」と診断される。17歳の時に出場した弁論大会では、700人もの観客の前に、男性として生きていくことを宣言。そして弱冠20歳で性別適合手術を受け、戸籍も男性に変えた。本作はそんな1人の若者の9年間の変化と成長を描いた《こころの居場所》についてのドキュメンタリーです。

空雅さんは、78歳で性別適合手術を行い戸籍を女性に変えた八代みゆきさん(95歳)、男と女に二分される性に違和感を持ち、自ら「Xジェンダー」であることを明かして、性の多様性を伝える中島潤さん(26歳)らと出会って行く中で、改めて自身の性について見つめなおします。そして、映画の最後で下した決断は驚くべきものでした。

LGBTQやジェンダー、同性婚の問題など、いま性についての関心が世界中で広がっています。この映画は、性の違和に苦しみ、それでも自分らしく生きる人々の姿を通して《性別》に限らず、誰もが生きやすい社会に近づくための気付きを与えてくれます。

## 9年間にわたりカメラが追ったひとりの若者の成長の記録 テレビ番組でも大きな話題を呼んだドキュメンタリーが、 遂に劇場公開！

監督を務めたのは、元NHKディレクターの常井美幸<sup>とこい</sup>。2010年、「心と体の性別が一致しない性同一性障害の子供たちは、男女別の生活を求められる学校で、さまざまな悩みや苦しみを抱えている」ことを知ります。当時は、LGBTという言葉も普及していなかったころ。そんな子供たち取材したいと考えていたとき、偶然知り合ったのが小林さんでした。まだ迷いと不安が見え隠れする15歳。男子生徒として多くの友人に恵まれた高校時代。身体を男性に近づけるための2つの手術。法的な手続きを経て男性になるまで。そしてそれから——実に9年間にわたりカメラはその生活の一部始終を捉えていきます。

2019年、本作を短縮版として再編集した「性別“ゼロ”～本当の自分を探して～」がNHKで放映されると、ギャラクシー賞候補になるなど大きな反響を呼びました。加えて全国50回以上にわたる自主上映会で、たくさんの方から熱心な支持を受ける本作が、いよいよ劇場公開となります。

僕自身ちょうど中学生の息子がいることもあり、空雅さんの言葉、表情は本当に胸の奥が熱くなり心を揺さぶられました。

9年間という凄みがにじみ出ている素晴らしいドキュメンタリー作品です。

——佐藤可士和(クリエイティブディレクター)

これはきっと特別な話じゃない。

みんな自分自身を知ろうと、

一生懸命に生きているのだから。

私は、心と身体がバラバラになりそうだった

10代の頃の自分を思い出した。

——原田美枝子(俳優)

### 「Xジェンダー」とは？

身体的性別に関わらず、自身の心の性別を男女の「どちらでもない」「どちらでもある」「中間である」「流動的である」などと自認している人の総称

# 二宮町教育講演会を開催します

第1部では、二宮町の小中一貫教育について、第2部では、ヤングケアラーへの支援について講演会を開催します。申し込み不要ですので、ぜひご参加ください。

## 第1部 魅力的な小中一貫教育(義務教育)を共創するには ～施設とカリキュラムの連携をデザインする～

講師：小松 郁夫氏(国立教育政策研究所名誉所員 京都大学特任教授)

## 第2部 ヤングケアラーについて知ろう・必要な支援を考えよう

講師：堀越 栄子氏(日本女子大学名誉教授 一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事 認定NPO法人さいたまNPOセンター代表理事 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員)

**7月26日(火) 13:15～17:00**

(13:00 受付開始)

## 二宮町生涯学習センター ラディアン ホール

※ 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

**対象** 町内在住・在学・在勤の方、町内小中学校に通う児童・生徒の保護者、町内幼保小中学校教職員など

**申込み** 不要。直接会場にお越しください。

**その他** 新型コロナウイルス感染症等の影響で、中止・延期等する場合には、二宮町HPでお知らせいたします。



©東京ハイジ/二宮町

問合せ 二宮町教育委員会 教育総務課指導班 (☎75-9261 内線 339)



# 二宮小学校

＼ラディアンで遊ぼう！／

夏休み特別編

## 令和4年度 放課後子ども教室



### 1. 夏休み放課後子ども教室とは？

学校が休みの期間中に子どもたちが自由に遊べる場所を提供する事業です。当教室の間は、地域の人たちが見守り、一緒に時間を過ごします。

今年度、初めて夏休みに学校以外の場所で開催します。ぜひご参加ください。

### 2. 夏休み放課後子ども教室の概要

①対象者：二宮小学校に通う小学1～6年生

\*学童（二宮・中里キッズクラブ）ご利用の方は、教室終了後、自主帰宅（もしくはお迎え）が可能な方のみ対象です。

②持ち物：水筒、帽子、マスク

③申込方法：7月22日（金）までにマチコミから申込み（4.申込方法参照）

④欠席連絡：教室前日までに町担当課へ連絡してください。

当日急遽欠席する場合、午前9時までに担当課へ直接お電話ください。

### 3. スケジュール

実施日	場所	内容	対象
①8月3日（水）	ラディアン	自由遊び プログラミング（5、6年） 手芸（ビーズ・紐結び）など	2, 4, 6年生
②8月11日（木祝）			1, 3, 5年生
③8月29日（月）	二宮小学校	自由遊び、ブックパーティー パラスポーツ体験	2, 4, 6年生

\*プログラミング体験（5、6年生）は各日6名までです。希望者多数の場合は抽選となります。

### 4. 申込方法（マチコミに登録）

**【今年度すでに放課後子ども教室に申し込んだ方の登録は不要です】**

①マチコミメニュー（もしくはトップ画面）で「グループを追加する」を選択

②「登録用メールアドレス」を通知された方を選択後、

夏休みのみ参加したい場合は「zcgr9477」を入力

夏休み以降の教室に参加したい場合は「zcgr6552」を入力（日程はHPでご確認ください）

③ユーザー情報の登録、アンケートに回答し、登録完了

#### 注意事項

- ユーザー情報を登録する際は、「保護者」の情報をご入力ください。
- ユーザー登録後のアンケートについては、「参加者」の情報をご入力ください。
- Q1～Q4を回答する際には、以下のように回答いただくようお願いします。  
（例）①二宮太郎 ②にのみやたろう ③1年生 ④学童利用の有無
- ご兄弟／ご姉妹等で参加される場合、アンケートのQ2～Q4に人数分ご入力ください。
- 緊急の場合、保護者に連絡をすることがあります。Q5を回答する際には、以下のように入力してください。（例）①二宮花子 ②母 ③〇〇〇-××××-△△△△
- Q6には「7. 個人情報の取り扱いについて」をご一読のうえ入力してください。

パラスポーツは誰もが楽しめるスポーツです。みんなで体験してみよう！



**裏面もご確認ください**



## 5. 保護者の方へ

- 当教室終了後、大人スタッフによる学童への引率はありません。
- 活動中は見守りや声掛けなど安全面に十分配慮します。ご家庭においても、けがや遊具の使い方など、お子さんへの指導をお願いします。
- けが等が発生した場合は、その場で応急処置を行います。また、症状によっては保護者に連絡の上、お迎えに来ていただく場合があります。
- 活動中や往復途中の保険として、全国町村会総合賠償補償保険に加入しています。
- 気温や湿度の高い日においては、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、熱中症対策を優先しマスクを外すよう指導を行います。
- 活動中に光化学スモッグ注意報、熱中症警戒アラートが発令された場合は、体を動かす激しい遊びは中止し、施設内での活動に切り替えます。
- 早朝より熱中症警戒アラート（危険）が発表された場合や、台風や豪雨などの荒天、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保健所等へ参加者の個人情報（氏名、住所、連絡先等）をお伝えすることがありますので、ご了承ください。
- 会場までの往復方法は各家庭で決めてください。送迎は必ず施設駐車場で行っていただき、迎えに来る場合は終了時間の5分前までに会場にお越しください。
- 児童の自転車の利用は学校で決められた範囲内をお願いします。

## 6. <sup>あそ</sup>遊び<sup>く</sup>に来るみなさんへ

- 放課後子ども教室に参加する前には必ず手を洗いましょう！
- 放課後子ども教室中は、決められた場所で遊びましょう！
- 他の子と間違えないように、自分の持ち物には名前を書きましょう！
- 怪我をしたときや気分が悪くなったときは、近くの大人に言いましょう！
- 忘れ物をしないように、帰るときに自分の持ち物を確認しましょう！
- 遊びにくるときやおうちに帰るときは、車や自転車に気をつけましょう！

## 7. 個人情報の取り扱いについて（必ずお読みください）

- 登録いただいた個人情報は、この事業を実施することのみに使用します。
- 当教室当日は、教室主催者が写真撮影を行います。撮影した写真は、町広報紙等に使用することがあります。各種報道機関により取材が行われる場合にも写真を使用することがあります。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください！

【お問い合わせ】

二宮町教育委員会教育部生涯学習課生涯学習班

TEL：0463-72-6912（平日8：30～17：15）

FAX：0463-72-6914

メール：radiant@town.ninomiya.kanagawa.jp



一色小学校

＼一色防災コミセンで遊ぼう！／

夏休み特別編

# 令和4年度 放課後子ども教室



## 1. 夏休み放課後子ども教室とは？

学校が休みの期間中に子どもたちが自由に遊べる場所を提供する事業です。当教室の間は、地域の人たちが見守り、一緒に時間を過ごします。

今年度、初めて夏休みに学校以外の場所で開催します。ぜひご参加ください。

## 2. 夏休み放課後子ども教室の概要

①対象者：一色小学校に通う小学1～6年生

\*学童ご利用の方は、教室終了後、お迎え（もしくは自主帰宅）が可能な方のみ対象です。

②持ち物：水筒、帽子、マスク

③申込方法：8月12日（金）までにマチコミから申込み（4.申込方法参照）

④欠席連絡：教室前日までに町担当課へ連絡してください。

当日急遽欠席する場合、午前9時までに担当課へ直接お電話ください。

## 3. スケジュール

実施日		場所	内容
①8月25日（木）	9時30分～ 11時30分	一色防災コミュニティー センター	自由遊び お囃子体験（一色囃子保存会） アートな作品作り （子どものアトリエネバーランド）

## 4. 申込方法（マチコミに登録）

**【今年度すでに放課後子ども教室に申し込んだ方の登録は不要です】**

①マチコミメニュー（もしくはトップ画面）で「グループを追加する」を選択

②「登録用メールアドレス」を通知された方を選択後、

夏休みのみ参加したい場合は「zcgr3232」を入力

夏休み以降の教室に参加したい場合は「zcgr3457」を入力

2学期以降の日程	
10月3日	11月21日
11月28日	12月12日
12月19日	令和5年1月16日
1月23日	1月30日



焼き芋やダンボール工作、お絵描きなど楽しいプログラムがいっぱい！

夏休み以外もぜひ参加してね！

（今年度よりお迎え必須はなくなりました）

③ユーザー情報の登録、アンケートに回答し、登録完了

### 注意事項

- ユーザー情報を登録する際は、「保護者」の情報をご入力ください。
- ユーザー登録後のアンケートについては、「参加者」の情報をご入力ください。
- Q1～Q4を回答する際には、以下のように回答いただくをお願いします。  
（例）①二宮太郎 ②にのみやたろう ③1年生 ④学童利用の有無
- ご兄弟／ご姉妹等で参加される場合、アンケートのQ2～Q4に人数分ご入力ください。
- 緊急の場合、保護者に連絡をすることがあります。Q5を回答する際には、以下のように入力してください。（例）①二宮花子 ②母 ③〇〇〇-××××-△△△△
- Q6には「7. 個人情報の取り扱いについて」をご一読のうえ入力してください。

**裏面もご確認ください**



## 5. 保護者の方へ

- 当教室終了後、大人スタッフによる学童への引率はありません。
- 活動中は見守りや声掛けなど安全面に十分配慮します。ご家庭においても、けがや遊具の使い方など、お子さんへの指導をお願いします。
- けが等が発生した場合は、その場で応急処置を行います。また、症状によっては保護者に連絡の上、お迎えに来ていただく場合があります。
- 活動中や往復途中の保険として、全国町村会総合賠償補償保険に加入しています。
- 気温や湿度の高い日においては、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、熱中症対策を優先しマスクを外すよう指導を行います。
- 活動中に光化学スモッグ注意報、熱中症警戒アラートが発令された場合は、体を動かす激しい遊びは中止し、施設内での活動に切り替えます。
- 早朝より熱中症警戒アラート（危険）が発表された場合や、台風や豪雨などの荒天、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保健所等へ参加者の個人情報（氏名、住所、連絡先等）をお伝えすることがありますので、ご了承ください。
- 会場までの往復方法は各家庭で決めてください。送迎は必ず施設駐車場で行っていただき、迎えに来る場合は終了時間の5分前までに会場にお越しください。
- 児童の自転車の利用は学校で決められた範囲内をお願いします。

## 6. <sup>あそ</sup>びに<sup>く</sup>来るみなさんへ

- 放課後子ども教室に参加する前には必ず手を洗いましょう！
- 放課後子ども教室中は、決められた場所で遊びましょう！
- 他の子と間違えないように、自分の持ち物には名前を書きましょう！
- 怪我をしたときや気分が悪くなったときは、近くの大人に言いましょう！
- 忘れ物をしないように、帰るときに自分の持ち物を確認しましょう！
- 遊びにくるときやおうちに帰るときは、車や自転車に気をつけましょう！

## 7. 個人情報の取り扱いについて（必ずお読みください）

- 登録いただいた個人情報は、この事業を実施することのみに使用します。
- 当教室当日は、教室主催者が写真撮影を行います。撮影した写真は、町広報紙等に使用することがあります。各種報道機関により取材が行われる場合にも写真を使用することがあります。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください！

【お問い合わせ】

二宮町教育委員会教育部生涯学習課生涯学習班

TEL：0463-72-6912（平日8：30～17：15）

FAX：0463-72-6914

メール：radiant@town.ninomiya.kanagawa.jp



山西小学校

＼東大跡地で遊ぼう！／

# 令和4年度 放課後子ども教室

夏休み特別編



## 1. 夏休み放課後子ども教室とは？

学校が休みの期間中に子どもたちが自由に遊べる場所を提供する事業です。当教室の間は、地域の人たちが見守り、一緒に時間を過ごします。

今年度、初めて夏休みに学校以外の場所で開催します。ぜひご参加ください。

## 2. 夏休み放課後子ども教室の概要

①対象者：山西小学校に通う小学1～6年生

\*学童ご利用の方は、教室終了後、自主帰宅（もしくはお迎え）が可能な方のみ対象です。

②持ち物：水筒、帽子、マスク

③申込方法：7月18日（月）までにマチコミから申込み（4.申込方法参照）

④欠席連絡：教室前日までに町担当課へ連絡してください。

当日急遽欠席する場合、午前9時までに担当課へ直接お電話ください。

⑤その他：服装は薄手の長袖・長ズボンをおすすめします。

また、虫対策（虫よけスプレー等）は各ご家庭でお願いします。

## 3. スケジュール（場所：東京大学果樹園跡地） 予備日：28日（木）、29日（金）

実施日		内容
①7月25日（月）	9時30分～ 11時30分	自由遊び （木工遊び、草花あそび、ボール遊びなど）
②7月26日（火）		
③7月27日（水）		

## 4. 申込方法（マチコミに登録）

**【今年度すでに放課後子ども教室に申し込んだ方の登録は不要です】**

①マチコミメニュー（もしくはトップ画面）で「グループを追加する」を選択

②「登録用メールアドレス」を通知された方を選択後、

夏休みのみ参加したい場合は「zcgr5762」を入力

夏休み以降の教室に参加したい場合は「zcgr9328」を入力

（日程や内容はホームページでご確認ください）

③ユーザー情報の登録、アンケートに回答し、登録完了

### 注意事項

- ユーザー情報を登録する際は、「保護者」の情報をご入力ください。
- ユーザー登録後のアンケートについては、「参加者」の情報をご入力ください。
- Q1～Q4を回答する際には、以下のように回答いただくようお願いします。  
（例）①二宮太郎 ②にのみやたろう ③1年生 ④学童利用の有無
- ご兄弟／ご姉妹等で参加される場合、アンケートのQ2、Q3に人数分ご入力ください。参加者が1名だけの場合には、Q2、Q3の入力は不要です。
- 緊急の場合、保護者に連絡をすることがあります。Q5を回答する際には、以下のように入力してください。（例）①二宮花子 ②母 ③〇〇〇-××××-△△△△
- Q6には「7. 個人情報の取り扱いについて」をご一読のうえ入力してください。

**裏面もご確認ください**



#### 4. 保護者の方へ

- 当教室終了後、大人スタッフによる学童への引率はありません。
- 活動中は見守りや声掛けなど安全面に十分配慮します。ご家庭においても、けがや遊具の使い方など、お子さんへの指導をお願いします。
- けが等が発生した場合は、その場で応急処置を行います。また、症状によっては保護者に連絡の上、お迎えに来ていただく場合があります。
- 活動中や往復途中の保険として、全国町村会総合賠償補償保険に加入しています。
- 気温や湿度の高い日においては、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、熱中症対策を優先しマスクを外すよう指導を行います。
- 活動中に光化学スモッグ注意報が発令された場合は、付近に避難できる屋内施設がないため、終了時間前でも速やかに帰宅となります。熱中症警戒アラートが発令された場合は、体を動かす激しい遊びは中止し、日陰でできる活動に切り替えます。
- 早朝より熱中症警戒アラート（危険）が発表された場合や台風や豪雨などの荒天、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保健所等へ参加者の個人情報（氏名、住所、連絡先等）をお伝えすることがありますので、ご了承ください。
- 会場までの往復方法は各家庭で決めてください。送迎は必ず施設駐車場で行っていただき、迎えに来る場合は終了時間の5分前までに会場にお越しください。
- 児童の自転車の利用は学校で決められた範囲内をお願いします。

#### 5. 遊びに来るみなさんへ

- 放課後子ども教室に参加する前には必ず手を洗いましょう！
- 放課後子ども教室中は、決められた場所で遊びましょう！
- 他の子と間違えないように、自分の持ち物には名前を書きましょう！
- 怪我をしたときや気分が悪くなったときは、近くの大人に言いましょう！
- 忘れ物をしないように、帰るときに自分の持ち物を確認しましょう！
- 遊びにくるときやおうちに帰るときは、車や自転車に気をつけましょう！

#### 6. 個人情報の取り扱いについて（必ずお読みください）

- 登録いただいた個人情報は、この事業を実施することのみに使用します。
- 当教室当日は、教室主催者が写真撮影を行います。撮影した写真は、町広報紙等に使用することがあります。各種報道機関により取材が行われる場合にも写真を使用することがあります。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください！

【お問い合わせ】

二宮町教育委員会教育部生涯学習課生涯学習班

TEL：0463-72-6912（平日 8：30～17：15）

FAX：0463-72-6914

メール：radiant@town.ninomiya.kanagawa.jp

二宮駅南口に伊達時の功績を称えた彰徳碑があり、記載内容を記した説明文が設置されていますが、劣化が進み内容の記載が読み取りにくくなっているため、文化財保護委員にご意見をいただきながら修繕を進めています。



### 伊達氏彰徳碑

この碑は、明治維新以降に郷土二宮の発展と社会福祉の増進に尽力された、伊達時氏の功績を後世に伝えるため、二宮駅開設五十年を記念し、昭和二十六年（一九五一年）町民有志により建てられたものです。

伊達時氏は、医師として、中郡、神奈川県の医療の発展・充実に努めると共に、衆議院議員としても、憲政の発展と地方自治の振興のため活動し、二宮駅の開設や、二宮駅を中心とした交通網の整備、教育の振興を図るなどし、多方面にわたる公共事業に尽力されました。

石碑には、次のように碑文が刻まれています。

「伊達時君は予君の嫡男嘉永二年当地に生る。資性頗敏、医を侍医伊藤方正、緒方惟準に学び父祖の業を継て令名あり。又儒を安井息軒に書を永原俊章に学び出藍の誉あり。夙に心を厚生済民に潜め、板垣退助、陸奥宗光等維新の志士と交り、就中伊藤博文公の知遇を享く。明治三十三年二宮駅創設の議起るや率先奮起、万難を排して土地の有志田中喜太郎、西山京次郎、松木友三郎等と相謀り、当駅開設を促進実現せしむ。その他広く社会公共福祉の為奉仕尽瘁す。遠近その徳を仰ぎ、明治三十六年衆議院議員に推挙、当選更に驥足中原に馳せて国事に貢献する所大なりしが、惜しむべし、大正五年病を以て卒す。行年六十有八。嗚呼湘南僻海の一寒村忽ち変じて町制を布き、今日の隆盛を致せし所以、一に君が献身の道徳に基づかざるはなし。今茲に二宮駅五十年記念式典挙行を期し、町民相謀り、君が勲績を不朽に伝え併せて、後進誘掖の資となさんと云爾。

平成十七年十二月

二宮町教育委員会

## (令和4年度)第77回二宮町体育祭の開催要項

## ① 令和4年度テーマ

町民みんなが参加しやすく、全世代と一緒にプレーできる体育祭

## ② 主催

二宮町・二宮町教育委員会

## ③ 主管

二宮町スポーツ協会

## ④ 期 日

令和4年10月2日(日) ※実施合図として午前6時45分に花火を打ち上げます。

## ⑤ 時 間

競技役員集合	8時00分	選手・地区役員集合	8時45分
開会式	9時00分	閉会式	11時40分

## ⑥ 会 場

二宮町民運動場

## プログラム(案)

No.	時間			所要時間	種目等
1	9:00	～	9:05	5分	開会式
2	9:05	～	9:15	10分	みんなで体操
3	9:20	～	9:30	10分	みんな一緒によーいどん
4	9:40	～	10:00	20分	満水リレー
5	10:05	～	10:20	15分	(演技披露)レクリエーション協会
6	10:25	～	10:45	20分	全世代参加型玉入れ
7	10:50	～	11:05	15分	(演技披露)ジャギーキッズ
8	11:15	～	11:35	20分	運だめしサイコロリレー
9	11:35	～	11:40	5分	閉会式

## ⑦ 種 目

※体育祭開催後のアンケートでは、地区での選手集めが難しくなっている。特にリレーについては選手が集まらない地区が生じている。この課題解決のため、地区の現状を把握しているスポーツ推進委員から選手を集めやすく、全世代と一緒に競技を行える次の種目の提案をいただいた。

## ○満水リレー

- ・10名以内のチーム構成とし、2リットルのペットボトルをいかに早く満水にできるかを競う。
- ・水をためたバケツから、お茶碗等の容器に水を入れ、2リットルのペットボトルに移し替えを行う。
- ・走力の影響が少なく、いかにこぼさずに、移し替えができるかを競うもので、幼児からお年寄りまでが同じチームで協力してプレーすることができる。

### ○全世代参加型玉入れ

- ・15名以内のチーム構成とする。これまでの玉入れでは、大人と子どもで、かごの高さが異なり、一緒に競技することは難しいものであった。今回、実施する玉入れは、かごのまわりは玉拾いゾーンとし、その外側から玉を入れることにより、かごの高さを低くし、全世代の町民と一緒に競技できることがポイントです。

### ○運だめしサイコロリレー

- ・10名のチーム構成とし、サイコロの出た目の数のカラーコーンまでを走り、次の走者へリレーする。
- ・走力が勝敗に影響を与えるが、一方で、サイコロの出た目の数の運も勝敗に左右されるので、サイコロを振るところが一つの見どころか。

### ●スポーツ協会所属団体の演技披露

- レクリエーション協会
- ジャギーキッズ

※体育祭を盛り上げていただく演技を披露していただきます。所属している児童や生徒の保護者の方が演技を見ていただけるよう、観客席及び撮影場所を設けます。

### ⑧ 申込

8月31日まで(予定)に(スポーツ推進委員又は代理人がとりまとめて)教育委員会生涯学習課スポーツ推進班へ提出

### ⑨ 駐車場

各地区に2台(連絡運搬用)※私用車の駐車はできません。

### ⑩ 開催中止の基準等

- 二宮町が開催の1か月前(9月2日)の日が、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象期間となっている場合
- 台風等の荒天が予想される場合(開催日3日前に判断することを目安とします)
- 当日の雨天中止は、6時30分時点で判断し、6時45分に防災無線でお知らせします。

### ⑪ 感染症対策

- 各地区に、手指消毒用のアルコールポンプ、軍手を配布します。
- 十分に距離がとれない状況で会話をする場合には、マスクの着用を推奨します。競技中は、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。(今後の国の指針により変更が生じる場合があります。)
- 参加する町民の方については、自宅において、健康チェック、体温測定等を実施いただき、ご来場ください。

### ⑫ 実施後アンケート

- 体育祭実施後、地区やスポーツ協会、スポーツ推進委員等へのアンケート調査を実施し、次年度以降の体育祭の開催方法等について、検討をします。